平成２５年（フ）第１５７号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免452番地
債務者　西九州合成株式会社
代表者代表取締役　野口　　堅
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　　實
4　破産債権の届出期間　平成25年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
群馬県安中市中後閑700番地の１
債務者　田中建設株式会社
代表者代表取締役　田中　正明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　康志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前11時
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３２１号
和歌山市加納383番地　和歌山刑務所内、住民票上の住所神奈川県小田原市城山１丁目９番38号
債務者　成田　眞美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　武志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時30分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０号
群馬県太田市新田木崎町1719番地
債務者　有限会社かやま商店
代表者代表取締役　鹿山　孝一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後４時30分
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９２６号
札幌市北区新琴似６条６丁目３番12号　コーポ丸正10号
債務者　平宮めぐみ
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１９６号
北海道石狩市花川南９条３丁目92番地39　オーストンⅠ206号
債務者　渡邉　清幸
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８８号
札幌市北区太平７条２丁目１番33―103号
債務者　川村　基晴
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６３０号
札幌市東区北24条東16丁目３番７号　パークヒル24―305号
債務者　佐藤　美佳
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６８８号
北海道千歳市新富２丁目３番15―210号　市営住宅北栄団地
債務者　窪田　智美（旧姓関）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９５号
札幌市中央区南９条西13丁目２番24号　第２サンコーマンション105号
債務者　板垣富貴子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１８号
札幌市北区屯田３条６丁目１番３号　スリーシックス２―203号
債務者　隈部　憲治
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５３号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目６番１号　オーシャンビレッジ菊水208号
債務者　上田　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８３号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目９番11号　センターパーク101
債務者　中平　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０３号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番24―207号
債務者　脇谷千代子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１４号
札幌市東区北12条東11丁目２番16号　サンライズＥⅠ１階103号
債務者　亀井　　満
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１５号
札幌市中央区宮の森１条17丁目１番25号　医療法人社団明日佳札幌江仁会病院、住民票上の住所札幌市南区真駒内254番地25
債務者　亀井　　静
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部